

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準		
根拠法令名	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)		(条項) 第23条第1項
基準法令名	—		—
所 管 部 署	都市計画部 住宅政策課 空家対策グループ		
標準処理期間	—	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。</p>			